

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、運転免許の住所確認の厳格化を内容とする「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム・電子メール（menkyoka@npa.go.jp） ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局運転免許課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和7年7月11日（金）から 令和7年8月9日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

- 法 : 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
府 令 : 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
住基法 : 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）をいう。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

法第94条第3項（第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
及び第114条の7

3 改正の内容

(1) 運転免許の申請時に免許申請書に添付又は提示する書類について（府令第17条第2項関係）

ア 運転免許を受けようとする者が住基法の適用を受ける者である場合に添付する書類について

(ア) 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者（以下「免許申請者」という。）が住基法の適用を受ける外国人である場合に添付する住民票の写しは、住基法第30条の45の規定により同条に規定する外国人住民に係る住民票に記載することとされている事項（以下「特定事項」という。）が記載されたものを求めることとする。

(イ) 免許申請者が日本国籍を有する住基法第17条第3号に規定する国外転出者（以下「国外転出者」という。）である場合には、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項に規定する戸籍謄本等（以下「戸籍謄本等」という。）及び住所を確かめるに足りる書類の添付を求めることとする。

イ 免許申請者が住基法の適用を受けない者である場合に添付又は提示する書類について

外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定めるもの（以下「外務省等発行身分証明書類」という。）の提示及び公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの（以下「公的機関等発行住所確認書類」という。）の添付を求めることとする。

(2) 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている場合に新たに受けようとする免許の申請時に添付又は提示する書類について（府令第17条第3項関係）

免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている場合に新たに受けようとする免許の申請時に添付又は提示する書類について、当該免許申請者が住基法の適用を受けない者である場合は、外務省等発行身分証明書類の提示及び公的機関等発行住所確認書類の添付を求めることとする。また、当該免許申請者が住基法の適用を受ける外国人である場合であって、法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）を提示しないときは、特定事項が記載された住民票の写しの添付を求めることとする。

(3) 運転免許証の記載事項の変更時に添付又は提示する書類について（府令第20条第2項関係）

ア 住所を変更した者が外国人である場合は、運転免許証（以下「免許証」という。）の住所変更の届出時に、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書又は特定事項が記載された住民票の写し（住基法の適用を受けない外国人については、外務省等発行身分証明書類及び公的機関等発行住所確認書類。以下「在留カード等」という。）の提示を求めることとする。

イ 本籍又は氏名を変更した者が国外転出者である場合は、戸籍謄本等の添付を求めることとする。

(4) 免許証等の更新時に提示する書類について（府令第29条第2項及び第29条の2第2項関係）

免許証等の更新を行おうとする外国人又はやむを得ない理由のため更新期間より前に免許証等の更新を行おうとする外国人については、免許証に加えて在留カード等の提示を求めることとする。ただし、当該外国人であっても、免許情報記録個人番号カードを有する者は、同カードを提示し、必要な措置を受けることで足りることとする。

(5) その他所要の規定の整備について

ア 免許情報記録個人番号カード等及び法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書に係る規定等に関し、これらの交付時、記載事項の変更時及び更新時に外国人に対して添付又は提示を求める書類について、所要の改正を行う。

イ 免許情報記録個人番号カード等及び法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書に係る規定等に関し、これらの記載事項の変更時に国外転出者に対して添付又は提示を求める書類について、所要の改正を行う。

ウ その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

1 命令等の題名

権限のある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定めるものを定める件

2 根拠となる法令の条項

府令第17条第2項

3 命令等の内容

別紙1の3(1)イの権限のある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定めるものについて、以下の書類とする。

- (1) 外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の証印（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第9条第1項に規定する上陸許可の証印をいう。）をされた書類
- (2) 入管法第7条の2第1項に規定する在留資格認定証明書
- (3) 日本国領事官等の査証を受け、及び上陸許可の証印（在留資格認定証明書の交付を受けることができる在留資格が表示されているものに限る。）をされた書類
- (4) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）第9条第3項(a)に掲げる身分証明書

4 施行期日

令和7年10月1日から施行する。